

II 支援計画

支援計画一覧（工業用水・一般雑用水）

支援計画		概要
(1) 料金差額補填		<ul style="list-style-type: none"> 工業用水をご利用のお客さま 切替据置期間4年、据置期間6年、激変緩和期間10年を設定し、料金差額を補填 一般雑用水をご利用のお客さま 切替据置期間4年、据置期間3年、激変緩和期間5年を設定し、料金差額を補填
(2) 上水道への切替工事		<ul style="list-style-type: none"> 工業用水道給水管の撤去（切替えなしの撤去含む） 上水道給水管の設置
(3) 設備 ・ 産業	上水道への切替えに伴う料金以外の影響への対応	<ul style="list-style-type: none"> 受水タンクの設置（受水タンク直下のポンプ設置含む） 塩素除去装置の設置
	節水対策	<ul style="list-style-type: none"> 水の循環・冷却等の設備の設置
		<ul style="list-style-type: none"> 現行の規制範囲内における井戸の掘削及び揚水等に必要な設備の設置
	経営・技術支援	<ul style="list-style-type: none"> 無料相談窓口の設置 中小企業診断士等の専門家派遣（経営改善） 販路拡大に向けた展示会出展への支援 新製品・技術開発に向けた支援 など

Ⅱ 支援計画

(1) 料金差額補填

【支援内容】

○工業用水をご利用のお客さま

切替据置期間4年、据置期間6年、激変緩和期間10年を設定し、上水道料金との差額を都が補填します。

○一般雑用水をご利用のお客さま

切替据置期間4年、据置期間3年、激変緩和期間5年を設定し、上水道料金との差額を都が補填します。

【対象】

工業用水及び一般雑用水をご利用のお客さま

・切替据置期間

工業用水道から上水道への切替工事などを行う期間として「切替期間」を設けています。切替期間中は、切替順序により不公平が生じないように、上水道に切り替えた全てのお客さまの料金を工業用水道料金の水準に据え置きます。

・据置期間及び激変緩和期間

上水道への切替えに伴う経済的負担を緩和するため、「据置期間」及び「激変緩和期間」を設けています。

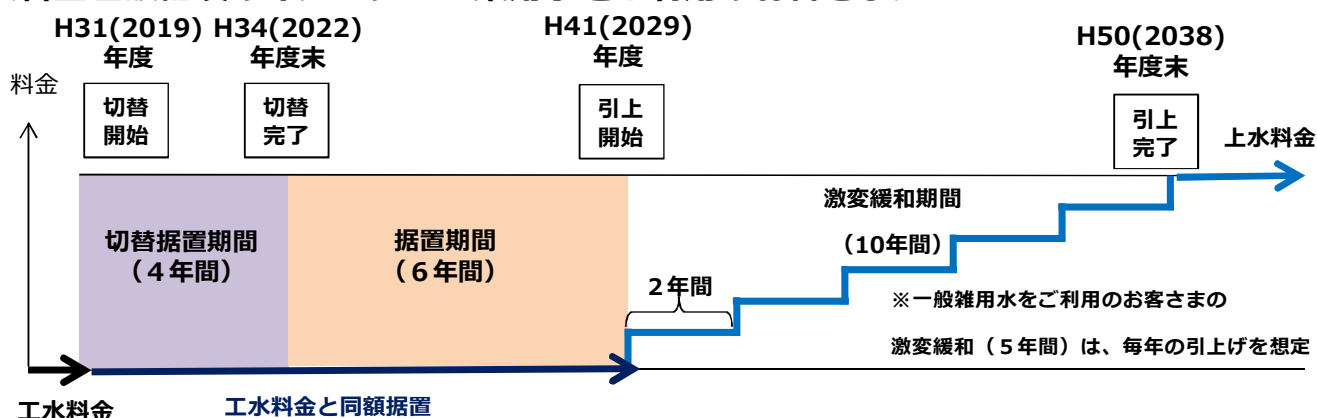
「据置期間」は、切替据置期間に引き続き、お客さまの料金を工業用水道料金の水準に据え置きます。

「激変緩和期間」は、お客さまの料金を段階的に引上げ、上水道料金と引上げ後の料金との差額を補填します。

※官公庁施設

工業用水道を使用する官公庁施設は、切替据置期間のみとし、据置期間及び激変緩和期間は対象外とします。

<料金差額補填のイメージ：工業用水をご利用のお客さま>



Ⅱ 支援計画

(2) 上水道への切替工事

【支援内容】

- 工業用水道給水管の撤去
現在布設されている工業用水道給水管（受水タンクまで）を撤去します。
- 上水道給水管の設置
工業用水道給水管に代わり、上水道給水管（受水タンクまで）を設置します。

【対象】

工業用水及び一般雑用水をご利用のお客さま

・切替工事

工業用水道事業の廃止に伴い、引き続き水道をご利用になるためには、工業用水道の給水から上水道の給水に切り替える必要があります。

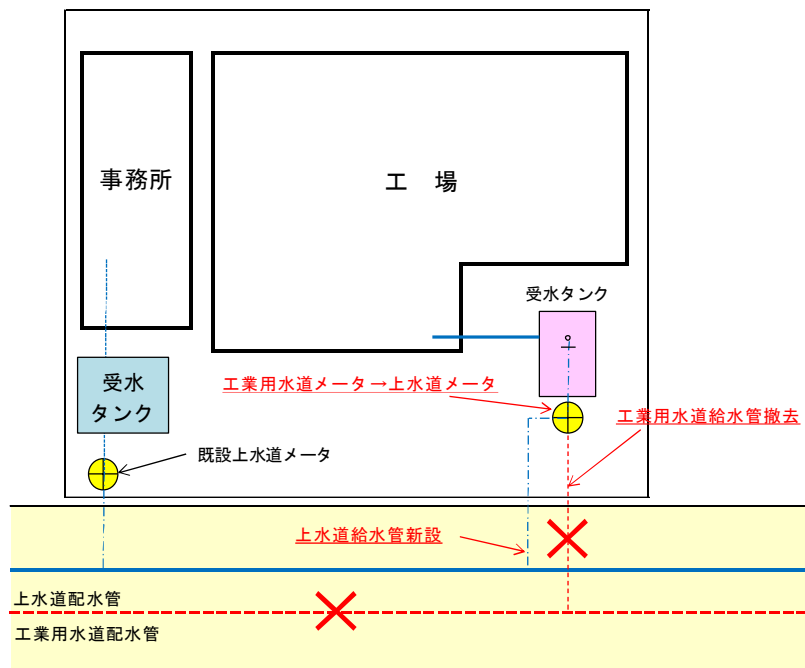
このため、現在布設されている配水管から受水タンクまでの工業用水道給水管の撤去及び上水道給水管の設置工事について、都の費用負担で実施します。（水道のご利用を中止されるお客さまには、工業用水道給水管の撤去のみを実施）

なお、上水道への切替えによる水圧の低下を防止するため、一部の上水道配水管については、増径工事等を実施することがあります。

・切替工事の対象範囲

都の費用負担による切替工事の範囲は、給水管から受水タンクの間を対象とし、原則として工場内の配管等は対象とはなりません。

<切替工事のイメージ>



(3) 設備・産業

上水道への切替えに伴う料金以外の影響への対応

【支援内容】

○受水タンクの設置（受水タンク直下のポンプ設置含む）

水の逆流防止のための受水タンクを設置します。また、受水タンクを設置した際に必要となるポンプ設備を設置します。

【対象】

現在、受水タンクが設置されていないお客さまなど

・受水タンクの設置（受水タンク直下のポンプ設置含む）

上水道への切替えに伴い、水の逆流を防止するため、受水タンクを設置する必要があります。このため、受水タンクを設置していないお客さまなどを対象に、都が受水タンク設置にかかる費用を負担します。

また、受水タンクを設置したことにより水圧が不足するなどの理由から、ポンプの設置を希望されるお客さまを対象に、都がポンプ設置にかかる費用を負担します。

※工業用水道事業の廃止決定後、お客さまの上水道への切替えにあわせて実施します。

【支援内容】

○塩素除去装置の設置

上水道に含まれる塩素を除去するための設備を設置します。

【対象】

上水道への切替えにより必要となる設備の設置を希望されるお客さま

・塩素除去装置の設置

上水道には工業用水道には含まれていない塩素が含まれているため、塩素が生産活動に影響を及ぼす等の理由から、希望されるお客さまを対象に、塩素除去装置を都の費用負担で設置します。

※設置や導入にかかる調査費及び工事費用を含めて、都が負担します。

※ランニングコストは都の負担の対象外となります。

節水対策

【支援内容】

○水の循環・冷却等の設備の設置

料金対策の支援として、使用した水の循環・冷却等の節水対策に資する設備を設置します。

【対象】

工業用水を利用するお客さまで、上水道への切替えにより必要となる設備の設置を希望されるお客さま

・水の循環・冷却等の設備の設置

上水道への切替えに伴い、料金の上昇が予想されるため、節水による料金上昇への対策として、設置を希望されるお客さま（工業用水を利用するお客さまに限ります）を対象に、都の費用負担で水の循環・冷却設備等の設備を設置します。

なお、対象設備をはじめとする補助要件の詳細は、料金据置期間中に決定します。

※設置や導入にかかる調査費及び工事費用を含めて、都が負担します。

※ランニングコストは都の負担の対象外となります。

【支援内容】

○井戸設置

現行の規制範囲内における井戸の掘削及び揚水等に必要な設備の設置に必要な費用を負担します。

【対象】

工業用水を利用するお客さまで、現行の規制範囲内における井戸の掘削及び揚水等に必要な設備の設置を希望されるお客さま

・井戸設置

現行の地下水揚水規制の範囲内における揚水量は月平均10m³/日（1日最大20m³）となります。

なお、補助対象設備などの詳細については、料金据置期間中に決定します。

※設置や導入にかかる調査費及び工事費用を含めて、都が負担します。

※ランニングコストは都の負担の対象外となります。

経営・技術支援

【支援内容】

○無料の相談窓口の設置

※なお、都では現在、中小企業に対して以下のような支援を行っています。

- ・経営改善に向けた中小企業診断士等の専門家派遣
- ・販路拡大に向けた展示会出展への支援
- ・新製品・新技術開発に向けた支援 など

【対象】

経営・技術に関する相談を希望される中小企業のお客さま

・相談窓口の設置

経営・技術に関する相談に対応するため、工業用水道の供給区域内に無料の経営相談窓口を設置します。